

トライアル雇用の推進に向けた支援措置の創設

中小企業が有する高度な技能等を円滑に継承するため、若年者トライアル雇用事業を拡充し、中小企業の技能継承の受け手となる若年者の確保を図る。

事業の概要

○ 対象事業主

次のいずれにも該当する事業主

- ① 中小企業労働力確保法に基づく技能等の継承を円滑に図るための改善計画について都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）
- ② ハローワークに求職の申込みをしており、職業経験、技能、知識等の状況から適当と判断される35歳未満の若年者に対して、技能継承の受け手となる人材としてトライアル雇用を実施する認定中小企業者等

○ 助成内容

試行雇用奨励金（1人1月当たり5万円）を最大3ヶ月支給